

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加え、特定処遇改善加算を創設し、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用をもとめることとした制度です。（就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外です。）

当該加算についての詳細は、令和元年5月17日付障障発0517第1号で厚生労働省より示された「福祉介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（千葉県HPに掲載）を参照してください（以下、厚労省通知とします）。

※ここでは、現行の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算を「現行加算」、

令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算を「特定加算」とします。

## ◆特定加算を算定するためのステップ

### STEP① 特定加算を算定するための要件を満たしているかを確認する。

以下の「図1 特定加算イメージ」及び「1. 特定加算の算定要件」を参照してください。

### STEP② 算定可能な特定加算の区分を確認する。

以下の「2. 特定加算の加算区分」を参照してください。

### STEP③ 賃金改善を行うにあたりグループの設定が必要であること及びグループごとの賃金改善を行うにあたって配分ルールがあることを確認する。

以下の「図2 賃金改善対象となるグループの設定・配分ルールのイメージ」

及び「3. 賃金改善のためのグループ設定と配分ルール」を参照してください。

### STEP④ 事業所ごとに職員のグループ設定をし、配分ルールに沿った賃金改善が可能か確認する。

特に配分ルールについて、「3. 賃金改善のためのグループ設定と配分ルール」の◆特定加算額の配分ルールを参照し、条件を満たしているか確認してください。

### STEP⑤ 計画書等を作成し、千葉県に提出する。

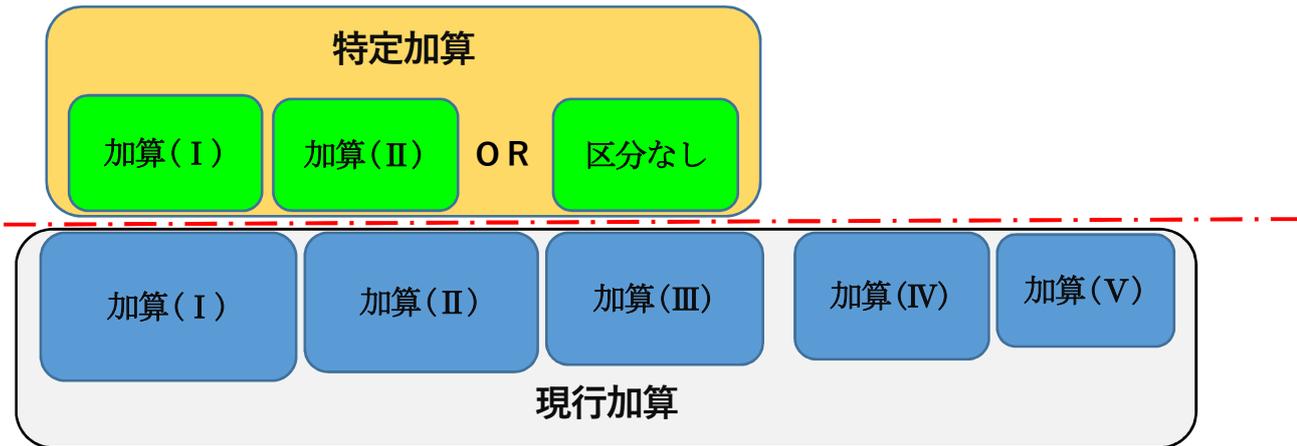
千葉県HPに掲載した「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書等 届出書一式」をダウンロードし、計画書等作成後、千葉県に郵送してください。

郵送先：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 宛て

※封筒に「**特定加算書類在中**」と朱書きして下さい。

## 図1) 特定加算イメージ



### 1. 特定加算の算定要件

特定加算を算定するためには、以下の要件を満たす必要があります。

①現行加算のうち（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。

②平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月まで（令和元年10月から算定する場合は、令和元年7月まで）に実施した賃金改善を除く処遇改善の内容を全ての職員に周知しており、この処遇改善について、職場環境等要件の区分ごとに1つ以上の取組を行っていること。

※職場環境等要件の区分とは、厚労省通知のP14別紙1表3の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」を指す。

③見える化要件を満たすこと。**※令和2年度より必須**

具体的には、情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載すること。情報公表制度の対象となっていない場合等には、ホームページを活用する等、外部から見える形で公表していること。

### 2. 特定加算の加算区分

特定加算には加算区分があり、以下に沿って判断します。

※重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算がないため、加算区分なし

加算（Ⅰ）： 上記1の要件 + **配置等要件** を満たすこと。

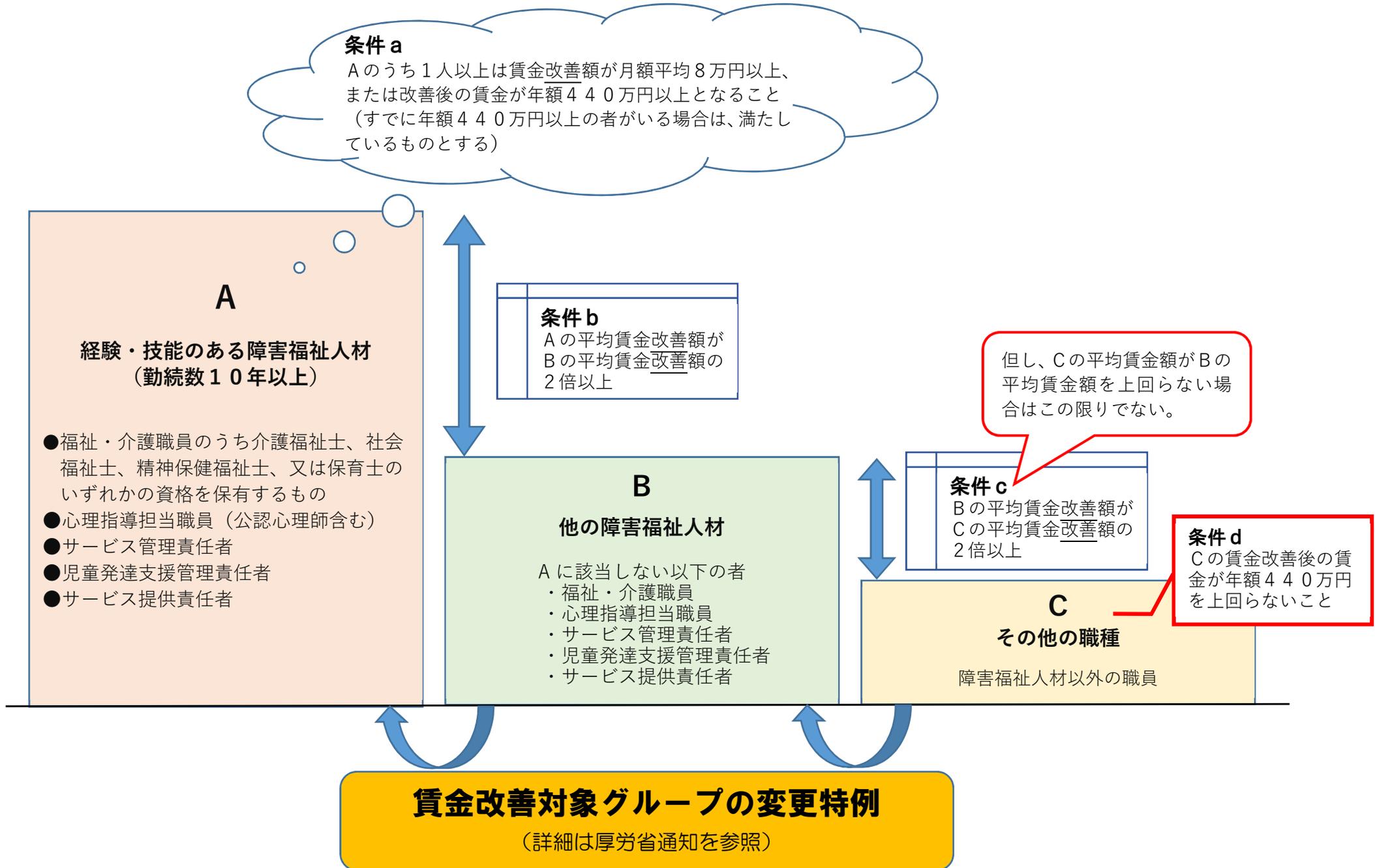
**※配置等要件**：福祉専門職員配置等加算または特定事業所加算を算定していること

加算（Ⅱ）： 上記1の要件を満たすこと。

区分なし： 上記1の要件を満たした下記サービス

重度障害者等包括支援・施設入所支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

**図2 賃金改善対象となるグループの設定・配分ルールのイメージ**



### 3. 賃金改善のためのグループ設定と配分ルール

#### ◆賃金改善対象となるグループの設定（詳細は厚労省通知 P3（3）①ーを参照してください）

特定加算を算定し賃金改善を行う場合、以下のグループ設定をし、賃金改善を行います。

※原則として Group A の設定が必要となり、Group B 及び C については適宜設定してください。

#### Group A：経験・技能のある障害福祉人材

具体的には、10年以上勤務（経験）している以下の職員等

- ・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有するもの
- ・心理指導担当職員（公認心理士含む）
- ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

#### Group B：Group A 以外の障害福祉人材

#### Group C：その他の職種 障害福祉人材以外の職員

※福祉・介護職員とは、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、障害福祉サービス経験者(厚労省通知 P4 注釈を参照)

#### ◆職員分類の変更特例

上記のグループ設定方法では、適正な評価ができない職員がいる場合、グループの変更ができる場合があります。（詳細は厚労省通知 P15 表 4・5 を参照）

※職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合、別紙様式 2 添付書類 4 を提出すること。

その際、特例の種別、職種、特性、人数について具体的に記載すること。

#### 職員分類の変更特例が適用される場合の例

##### Group B ⇒ Group A（以下の資格等を持った職員等）

- ・強度行動障害支援者養成研修修了者
- ・手話・点字・盲ろう者向け通訳者等
- ・失語者向け意思疎通支援者養成研修修了者
- ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者研修修了者
- ・たんの吸引等の実施のための研修修了者
- ・ジョブコーチ養成研修修了者

等

##### Group C ⇒ Group B（以下の資格等を持った職員等）

※ただし、賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る者は、変更できないものとする。

- ・ジョブコーチ養成研修修了者
- ・障害者の芸術文化活動、スポーツ活動を指導する職員
- ・工賃・賃金の向上に寄与する職員
- ・障害者ITサポーター

等

## ◆特定加算額の配分ルール

賃金改善を行う際に、設定したグループごとに配分条件があります。

**条件 a.** Aのうち、1人以上は賃金改善に要する費用が月額平均8万円以上、  
または、賃金改善後の賃金が年額440万円以上であること  
(現に440万円以上の者がいる場合、要件を満たしているものとする)。

**条件 b.** Aの賃金改善に要する費用の平均が、Bの2倍以上であること。

**条件 c.** Bの賃金改善に要する費用の平均が、Cの2倍以上であること。

ただし、Cの平均賃金額がBの平均賃金額を上回らなければこの限りでない

**条件 d.** Cの賃金改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと。

**例)** Group Aのみ設定し、賃金改善を行う場合 ⇒ 配分条件 aを満たすこと

Group A, Bを設定し、賃金改善を行う場合 ⇒ 配分条件 a, bを満たすこと

Group A, B, Cの全てを設定し、賃金改善を行う場合 ⇒ 配分条件 a, b, c, dを全て満たすこと